

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年十二月二十二日から令和六年四月二十二日まで奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和五年十二月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレスポ桜井
所在地 桜井市大字東新堂五一二番六ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
面積 二一三平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
面積 二四九平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
容量 五四・九立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
容量 五四・九立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）名称 株式会社セカンドストリート

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(変更後) 名称 株式会社セカンドストリート

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

三 変更年月日

令和五年十二月二十二日

四 届出年月日

令和五年十二月七日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十二月二十二日から令和六年四月二十二日まで。ただし、奈良県の休日
を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日
を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで